

# 百間川分流部周辺有効活用方策検討協議会

## 設立趣旨（案）

百間川は、今から約 350 年前、承応 3 年（1654）の大洪水による岡山城下の壊滅的な被害を契機に、当時岡山藩の番頭であった熊沢蕃山（くまざわばんざん）が旭川の放水路として考案し、その考えを継いだ岡山藩の土木技術者である津田永忠（つだながただ）が設計・施工したものである。この旭川放水路は、岡山城と上道郡を洪水から守るとともに、下流域の新田開発も可能とした河川で、分流部における「三段式の荒手」や河口部における効率的な排水処理など当時の新たな土木技術が駆使されています。

貞享（じょうきょう）の築造（1686）以来百間川は、約 300 年の間、当時のままの姿で大洪水から岡山市域を守ってきましたが、明治以降の相次ぐ洪水被害により大正 15 年から旭川本川での抜本的な改修が進められました。しかしながら、近年の市街化の進展等による土地利用の高度化、農地や山林の減少による保水能力の低下などの洪水要因及び被害要因の変化により、さらに洪水の危険性が高まり、幾度の洪水被害に見舞われています。

こうした状況を背景に、国土交通省では、百間川の役割や歴史の継承と、岡山市域における安全確保の両立をめざして、昭和 49 年に築堤等の本格的な百間川改修に着手し、平成 9 年には工事実施基本計画（平成 4 年改定）の百間川分流量（2,000m<sup>3</sup>/s）に対応した堤防が砂川を残して概成しました。

今後は、放水路として必要な流量を安全・適切かつ確実に分流できるよう、百間川分流部の機能強化を進めていく予定です。また、流下能力が低い百間川河口水門の増築事業を平成 13 年度より行っており、分流部については砂川の改修に引き続き事業着手していく予定です。

本協議会は、百間川分流部における課題についての共通認識を図るとともに、百間川分流部を改修するにあたり、分流部を取り巻く現状（歴史的治水機能の継承、現況自然環境の適切な保全、既存の計画や地域社会の要望）を踏まえた分流部周辺の利活用方策及びより適切な整備・管理についての検討を行い、河川管理者（国土交通省岡山河川事務所）への提言としてとりまとめることを目的として、学識経験者、漁業関係者、地域住民、市民団体、行政関係者及び河川管理者により構成するものです。

# 百間川分流部周辺有効活用方策検討協議会 規約

## (名称)

第1条 本会は、「百間川分流部周辺有効活用方策検討協議会」(以下「協議会」という。)と称す。

## (設置者)

第2条 協議会は、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所長(以下「事務所長」という。)が設置する。

## (目的)

第3条 協議会の目的は、百間川分流部における課題についての共通認識を図るとともに、百間川分流部を改修するにあたり、分流部を取り巻く現状(歴史的治水機能の継承、現況自然環境の適切な保全、既存の計画や地域社会の要望)を踏まえた分流部周辺の利活用方策及び適切な整備・管理についての検討を行い、河川管理者への提言としてとりまとめるものである。

## (組織)

第4条 委員の委嘱は事務所長が行う。

2. 協議会は、会長及び委員をもって組織(別表-1)する。なお、必要に応じて、委員の総意に基づき、事務所長へ委員の追加を要請することができる。
3. 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。
4. 会長は、委員の互選によって決定する。
5. 会長に事故がある時は、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代行する。

## (議事等)

第5条 協議会は会長が召集する。

2. 協議会は、委員総数の過半数の出席をもって成立するものとする。なお、委員の内、学識経験者の代理出席は認めない。
3. 協議会は、委員の総意に基づき、委員以外の専門的な知識を有するものに出席を求めることができる。
4. 協議会は、討議しようとする事項について必要と認める場合は、委員の総意に基づき、部会を設置することができる。

## (情報公開)

第6条 協議会の開催については、記者発表を行うとともに、岡山河川事務所ホームページにより公開する。

2. 協議会は原則公開とし、公開する情報及び情報公開方法については協議会で定める。
3. 河川管理者は前項で定めた内容について積極的に情報公開に努める。

## (事務局)

第7条 本会の事務局は、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所が行うものとする。

2. 事務局は、会議資料の作成、議事録のとりまとめを行う。

## (規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員総数の過半数の同意を得てこれを行うものとする。

## (その他)

第9条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で定める。

(付 則) この規約は、平成15年12月5日より施行する。

# 百間川分流部周辺有効活用方策検討協議会

## 委員名簿

(氏名は敬称略。順不同)

区 分	氏 名	所 属 ・ 役 職 等	専 門 等
学識経験者	今本 博健	京都大学名誉教授	河川調査
	内田 和子	岡山大学文学部教授	応用地理学
	沖 陽子	岡山大学環境理工学部教授	雑草学
	佐藤 國康	川崎医療福祉大学環境論教授	生物
	柴田 一	就実大学学長	歴史
	千葉 喬三	岡山大学副学長	緑地生態学
	中川 博次	立命館大学理工学部教授	河川工学
	名合 宏之	岡山大学環境理工学部教授	水理学
	波田 善夫	岡山理科大学総合情報学部教授	植物生態学
漁業関係者	牧村 正司郎	旭川岡山漁業協同組合組合長	漁業
地域住民	藤原 浩	高島学区連合町内会会長	関係学区
	瀧本 孝	旭竜学区連合町内会会長	関係学区
	長江 勘次郎	宇野学区連合町内会会長	関係学区
	枝松 誠一	今在家町内会会長	関係町内会
	瀧本 孝	中島町内会会長	関係町内会
	有安 和夫	竹田上町内会会長	関係町内会
	近藤 修	竹田新町町内会会長	関係町内会
市民団体	小嶋 光信	津田永忠顕彰会	
	鑛山 宗利	高島・旭竜エコミュージアムを語る会	
	花口 光	岡山の自然を守る会	生物全般
	池田 満之	旭川流域ネットワーク	
	青 雅一	岡山淡水魚研究会	魚類
	久保 皓一郎	日本野鳥の会 岡山県支部	鳥類
	湯浅 金平	高島・旭竜ホタルの里づくり協議会	
行政関係者	中川 孝夫	岡山県土木部河川課長	
	正岡 睦夫	岡山県古代吉備文化財センター所長	文化財
	坪井 邦彰	岡山市都市整備局土木部長	
	青木 元春	岡山市都市整備局公園緑地部長	
	西山 猛	岡山県教育庁文化財課長	文化財
河川管理者	渡部 秀之	国土交通省 岡山河川事務所所長	河川管理者

# 百間川分流部周辺有効活用方策検討協議会

## 運営要領

### (趣 旨)

この要領は百間川分流部周辺有効活用方策検討協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (運営方針)

- 1) 協議会の運営方針(討議の進め方等)は協議会で決定するものとする。
- 2) 岡山河川事務所は河川管理者として、会長の許可を得て資料の説明や回答を行うことができるものとする。
- 3) 協議会の内容に関する意見は、文書による郵送、FAX、電子メールで事務局にて受け付けるものとする。

事務局：国土交通省 岡山河川事務所 調査設計課  
〒700-0914 岡山市鹿田町2丁目4番36号  
FAX (086)234-2298  
URL <http://www.okakawa-mlit.go.jp>  
Eメール [okakawa5@pol.oninet.ne.jp](mailto:okakawa5@pol.oninet.ne.jp)

### (公開方法)

- 1) 協議会は原則として公開するものとするが、特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。
- 2) 会議資料及び議事録については、国土交通省岡山河川事務所のホームページにて公開するとともに、当事務所にて閲覧することができる。

以上

# 百間川分流部周辺有効活用方策検討協議会

## 傍聴要領

### (趣 旨)

この要領は百間川分流部周辺有効活用方策検討協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、議事を円滑に進めるため、傍聴に係る必要な事項を定めたものです。

### (傍 聴)

- 1) 会議を傍聴しようとする方は、会議場に入室する前に受付において「一般傍聴者受付簿」に必要事項を記載してください。
- 2) 傍聴者数については可能な限り確保することとしますが、会場の都合により満席となった場合は、入室を制限することがあります。
- 3) 傍聴者は、会議場内において次の事項を遵守してください。
  - 会議における言論への批判、可否の表明、拍手などをしない。
  - 私語、談論などをしない。
  - プラカード、はちまき、腕章の類などをしない。
  - 許可なく写真やビデオ撮影、録音などをしない。
  - 携帯電話などを使用しない。
  - 前号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱したり、議事の妨害となるような行為を行わない。
- 4) 傍聴者が前号に掲げる事項を遵守しない場合は、会長より傍聴者へ退室を指示する場合があります。
- 5) 協議会による会議の非公開の決定があった場合又は会長が退室を指示した場合は、傍聴者は速やかに退室してください。
- 6) 以上のほか、傍聴者は事務局職員の指示に従ってください。

以上

# 百間川分流部周辺有効活用方策検討協議会

## 一般傍聴者受付簿

) 協議会の傍聴を希望される方は、下記へ氏名をご記入下さい。

No	氏名	備考
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		